

学費延納申請上の注意事項

1. 対 象 者

- (1) やむを得ない事情により、前期・後期の各学費納入期限までに、学費の完納が難しい方。
※後期の場合は、前期学費を完納していることが条件です。
- (2) 休学など学籍異動の手續中の方。

2. 提出期限

前期：令和 7 年 4 月 30 日

後期：令和 7 年 10 月 31 日

3. 申請方法

オンラインによる申請

※注意事項をご確認の上、本学統合認証のアカウントを有する学生本人が、保証人承諾の上でオンラインにて申請を行ってください。

4. 申請上の諸注意

必ず保証人の同意を得た上で、申請を行ってください。

5. その他

- (1) 審議の結果、延納が許可された場合は、保証人宅に「延納許可書」を送付致します。
- (2) 払込票はそのまま使えますので、大切に保管してください。
- (3) 延納が許可された場合の納入期限は下記の通りです。
前期学費延納期限：令和 7 年 7 月 31 日
後期学費延納期限：令和 8 年 1 月 31 日
- (4) 申請書提出期限及び納入期限が休日の場合は、金融機関の翌営業日までといたします。

重要事項

- 1. 前期学費と後期学費を合わせて延納することはできません。後期学費の延納を希望される方は、必ず前期学費完納後に改めて手続を行ってください。
- 2. 学費の一部を延納することはできません。
- 3. 再延納は一切認められません。
- 4. 各延納期限までに納入が確認できない場合は、学則第 31 条第 4 号、大学院学則第 39 条第 4 号により退学処分となります。